

3月は自殺対策強化月間です

市では「誰も自殺に追い込まれることのない守山市」を目指しています。

大切な命を守るため、家族や友人、身近な人の「ゲートキーパー」として、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげましょう。ゲートキーパーには特別な資格は必要ありません。あなたの大切な人を守るため、次のことを覚えておきましょう。

ゲートキーパーの役割

①気づく

眠れない、食欲がない、口数が少なくなったなど、大切な人が「いつもと違う」と気づいたら要注意です。

②声を掛ける

悩んでいる人に気づいたら、勇気を出して声を掛けてみましょう。

③傾聴

話しやすい環境を作り、責めたり、安易に励ましたり、否定したりせず、本人の気持ちを尊重してゆっくり話を聞きましょう。

④つなぐ

早めに専門家へ相談するよう促しましょう。

⑤見守る

温かく寄り添いながら、見守りましょう。



困ったときは、一人で悩まず下記へ相談してください。

☎・すこやか生活課 ☎・☎(581)0201

・滋賀県自殺予防電話相談(年末年始を除く午前9時～午後9時)

☎(566)4326

・滋賀いのちの電話(金・土・日曜日の午前10時～午後10時)

☎(553)7387

ウルちゃんのつぶやき

No.73

引っ越しする人も多い季節だね。破碎ごみと粗大ごみの違いを確認しよう。



破碎ごみ指定袋(45L)に入らないものが、「粗大ごみ」です。解体や切断して袋に入る場合は、「破碎ごみ」です。

○例外

石油ストーブ、石油ファンヒーター、オイルヒーターは安全収集のため、大きさに関わらず、粗大ごみです。



破碎ごみ指定袋に入らない「粗大ごみ」



解体や切断して破碎ごみ指定袋に入る場合は「破碎ごみ」

ごみ出しメモ：電気ストーブは破碎ごみで出せます。

☎ごみ減量推進課

☎・☎(582)1121 ☎(583)3911

避難行動要支援者名簿には自己申告でも登録できます

市では、地震や風水害などの発災時の避難に支援が必要な人の名簿を作成しています。名簿は地域の防災活動に役立てられています。

下記の要件に該当する人には名簿への掲載確認を市から随時送付していますが、要件に該当しないが避難に支援を必要とする人は、申し出をすることで名簿に登録することができます。詳しくは下記へご相談ください。

避難行動要支援者の要件

- ・介護保険において要介護3～5の認定を受けている人
- ・65歳以上の人だけで構成される世帯の人で、介護保険の要介護(1・2)、要支援(1・2)、総合事業の事業対象のいずれかに該当する人
- ・75歳以上の人だけで構成される世帯の人
- ・療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人
- ・身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた人

☎健康福祉政策課

☎・☎(582)1123 ☎(582)1138